

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

飯塚市長 武 井 政 一

市町村名 (市町村コード)	飯塚市 (205)	
地域名 (地域内農業集落名)	南尾 (南尾)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年9月30日 (第4回)	

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

南尾地域については、農業者等の話し合いや耕作活動により、南尾の農地の維持、管理を行ってきたが、高齢化や人口減少の本格化により農業者が非常に減少しており、現在では、南尾生産組合内の耕作者は4名となっている。また、生産組合の耕作者以外の農地は、南尾地区以外の耕作者との貸し借りでの耕作や耕作放棄地となっており、今後10年以内には南尾の農地が適切に利用されなくなることが問題となっている。なお、生産組合内の話し合いでは今後10年以内に耕作者は2名程度となり、生産組合の活動が出来なくなると考えている。そのため、用水路の浚渫、井堰や水門等の管理ができなくなり、これらのことを農地所有者や耕作受任者での維持管理やそのための費用を捻出する必要がある。このような状況で農地を借りている耕作者はすべて60歳以上で、今後も継続して耕作していくことは厳しく、将来の農地は耕作放棄地か売買により無くなると考えている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻を主要作物とし、耕作者が中心となって農地の維持、保全を行っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	5.78 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	5.44 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	0.34 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域としている。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
南尾地域には農業振興地域内農用地はないので、最終的には土地所有者の考えとなるが、農地転用を進めていく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
農地を売買せず、貸したい方には農地中間管理機構を紹介する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
基盤整備事業の取り組みはない。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
現状では、経営体の確保・育成は厳しい。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農業者のニーズに応じたサービス活用を検討する必要がある。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】 ⑧天道堀池用排水路における南尾地域内用水に影響を受ける区間の通水向上をするための藻取り作業や転倒井堰の用水管理。碓川からの藤ノ木井堰ポンプの管理及び清掃作業。 ⑩地域計画変更の際の協議の場は座談会とし、早急に変更が必要な際は生産組合長に相談の上、協議の場の参集範囲を決定する。				